

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

湖北地域消防組合管理者 角田 航也

湖北地域消防組合規則第3号

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合職員の給与に関する規則（平成18年湖北地域消防組合規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「年額130万円以上」を「年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」に改める。

第14条の2の見出し中「支給方法」を「支給割合等」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第12条第3項に規定する規則で定める地域及び割合は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 東京都特別区 100分の20
- (2) 滋賀県大津市 100分の8

第54条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の124以上100分の315以下、12月に支給する場合には100分の126.5以上100分の322.5以下」を「100分の125.25以上100分の318.75以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の124未満、12月に支給する場合には100分の115以上100分の126.5未満」を「100分の113.75以上100分の125.25未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の101、12月に支給する場合には100分の103.5」を「100分の102.25」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の92.5以下、12月に支給する場合には100分の95以下」を「100分の93.75以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.5以上、12月に支給する場合には100分の54以上」を「100分の52.75以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の50.5」を「100分の49.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の46以下、12月に支給する場合には100分の48.5以下」を「100分の47.25以下」に改める。

附則第3項中「100分の101」とあるのは「100分の105」と、「100分の103.5」とあるのは「100分の107.5」を「100分の102.25」とあるのは「100分の106.25」に、「100分の92.5以下」とあるのは「100分の96以下」と、「100分の95以下」とあるのは「100分の98.5以下」を「100分の93.75以下」とあるのは「100分の97.25以下」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。